



2026年7月15日

第729号

1部10円（組合員は組合費に含む）
郵便振替00960-7-117274

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)

発行人 高田 晴美

連絡先 大阪府中央区北浜東1-17 8F

府労委決定取消訴訟 第3回期日

「全体の奉仕者」って、都合よく使いすぎいませんか？

7月8日、大阪地裁809号法廷において府労委決定取消訴訟の第3回が開かれました。傍聴席には東京・九州から駆けつけてくれた参加者もあり、この裁判への注目がうかがえました。

裁判官は府労委が提出した準備書面に対して、組合の不当労働行為救済制度が除外されていることは違憲であるという主張への反論がなされていないとして、再度、補充する書面の提出を求めました。夏季休業期間も含まれるため次回の期日は10月7日（水）16時～ 同809号法廷で開かれることが決まりました。

終了後、参加者たちは弁護士会館へと移動して意見交換を行いました。出席した城塚弁護士からこれまで出された書面と裁判の流れについて解説していただきました。被告側の反論は、主に3点に絞られます。公務員は全体の奉仕者であり、職務の公共性があること、財政民主主義によって勤務条件は議会のコントロール下にあること、人事委員会等の代償措置が存在するというものですが、過去の判例をなぞっただけで議論が深まっています。また、今までの公務員の労働三権を争った裁判例はいずれも争議権についてであり、今回の争点が団交拒否と労働委員会の関与に関

することであることに議論を向ける必要性を話されました。

在間弁護士からは、公務員の労働三権を争う判例を読み返してみると、1973年の全農林警職法事件の最高裁判決から、公務員の労働三権の否定が裁判官の多数派意見となったが、それは法解釈の変化ではなく、公務労働者の労働運動を抑え込みたいという政治的背景によるものであったのではないかなど話されました。

この裁判の弁護団会議で何度も取り上げられる判例は、山形大学事件最高裁判決です。最高裁で労働組合側の逆転勝訴となった判決では、団体交渉の意味は合意の成立だ

けを求めるものではなく、労使間のコミュニケーションを正常化させる意義があると判じました。会計年度任用職員や臨時職員である組合員たちは、どのようにして次年度の雇用・労働条件が決まるのか、どうして決まらなかったのかは最も重要な労働条件であり、労組法適用下では義務的団交事項であったのですから、法的位置付けの変更だけでは組合は納得できません。

酒井さとえ（書記長）



***次回10月7日（水）16時～ 大阪地裁809号法廷です**

豊中市公平委員会は当局の甘えを許さず!

豊中支部は、2024年3月に豊中市公平委員会へ時間外労働の解消を求める措置要求

（2024年措置要求）を行いました。これに先立ち、2013年には支部所属組合員が休憩時間の確保にかかる措置要求を行い、2016年8月に判定（以下、「2016年判定」）が出されました。2016年判定は

「（当局が行った取組に実効性がなかったとし）校長任せにせず、当局がイニシアチブをとって、これまでの取り組みの実施を徹底したり、これまでの取り組みを改善したり、より効果的な取り組みを模索して新たな取り組みを導入するなどして、市教職員の労基法に従った実質的な休憩時間

の確保や時間外労働の解消が実現するよう継続的に取り組まなければならない。」としています。

また、2021年7月には別組合の組合員による休憩時間確保にかかる措置要求が行われ、公平委は2026年4月に判定

（以下、「2026年判定」）を出しました。2026年判定は、「（2016年判定後に当局は長期休業日以外（通常期）と長期休業日に分けた休憩時間の明示を行っただけで）その変更後も長期休業日以外は明示された休憩時間どおりに休憩時間が確保できない実態が解消されていないこと」に変わりはない。」とし、「（当局の

施策の効果の調査もせず）休憩時間における業務への従事は専ら自主的な判断であるとして労務管理上何らの問題もないかのごとく断定することは、あまりに形式に過ぎ、市教職員の労働基準法上の権利を軽視するものとして決して容認できるものではない。」と厳しく批判しています。また、「長期休業日以外の教職員の実質的な休憩時間の取得状況及び取得できない要因等について速やかに調査を行うことが必要である」と考え、2016年判定より踏み込んでいます。

2024年措置要求は授業及び授業に関する業務だけで所定

労働時間を超過しており、週時数と業務量の削減を求めています。当局は、週時数の削減は「管理運営事項」としてはありますが、2026年判定は「管理運営事項に該当する場合であっても同時に前記意味における職員の勤務条件にも関連する事項については措置要求の対象とすることができると解すべきである。」と当局の主張を退けています。一方、週時数削減の措置要求は却下されていますが、2024年措置要求に引きつけて考えると、週時数増が時間外労働解消を妨げる原因の一つであることを立証することができれば有利な展開だと言えます。

（豊中支部代表 渡辺静雄）

全学労組 文科省の平和教育への介入に抗議する！

2026年3月に起きた辺野古沖でのボート転覆事故で同志社国際高校の生徒と船長が亡くなるという痛ましい事故が起きました。この事故後、文科省は同校の平和教育の取り組みを「教育基本法違反」としました。全学労組は同志社国際高校の平和教育の取り組みを「教育基本法違反」としたことに抗議し、撤回を求める文書を6月30日に提出しました。以下抗議文。

文部科学省（以下「文科省」）は、辺野古で起こった見学船転覆事故に対して、同志社国際高校を「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない。」とする教

育基本法第14条第2項に違反しているとしました。しかし、辺野古新基地建設をめぐる問題を学習すること、反対を訴えている人々を目の当たりにすることは「特定の政党を支持」することにも「これに反対するための政治教育その他政治活動」にも当たりません。

沖縄が抱える基地問題を知ること、たくさんの学校が取り組んでいる平和学習のポイントです。普天間基地とその周辺の住民の生活を考えるため嘉数台公園の展望台に行ったり、道の駅から嘉手納基地を見たり、爆音を聞いたり、基地建設に反対している人たちがいることを知ったりすることは「生徒が主体的に考え

る平和問題」の貴重な資料となります。基地問題を海から見る取り組みがあっても不思議ではありません。これを一方的に「偏狭教育」であるかのように捉え、同志社国際高校の平和教育の取り組みを「教育基本法違反」としたことに抗議し、撤回を求めます。

文科省の対応は、今回の事故を安全管理の問題で原因の究明と再発防止に努めないといけない事案であるにもかかわらず、世間が注目したことで、平和教育と絡め、政治的な中立性を欠いた活動と的外れなことを言って、教育内容に介入した不当介入事件と言えます。「教育は不当な支配に服することなく」行われる

べきと書かれた教育基本法第16条に違反しているのではないのでしょうか。

文科省は、同志社国際高校の平和教育の取り組みを「教育基本法違反」とすることで平和教育の萎縮に繋がると十分予想して行ったものと推察されます。軍拡に走る現政権を後押ししたのかと思われるでも仕方ありません。

「平和教育の萎縮をねらったものではない」というのなら、「教育基本法第14条第2項違反」という不当な決定を撤回してください。

教員と子どもたちが作ってきた平和教育を潰すようなことをしないでください。以上。

高田晴美(執行委員長)

文化おちこち (290)

武道が西洋へ旅する 私自身の旅の始まり

先月、ブルース・リーやジャッキー・チェンが東洋の武術を西洋に広める上でいかに重要だったかについて触れましたが、私自身の武術への興味は、日本のテレビドラマ『西遊記』が放送され始めた、もっとずっと以前から始まっていました。この番組は、主人公の孫悟空にちなんで英語版では『モンキー』と呼ばれていました。実際の武術というよりはファンタジー色が強く、登場人物たちはしばしば魔術を使って妖怪と戦っていましたが、それでも私の興味を強く惹きつけました。それは、私が映画で慣れ親しんでいた単純な殴り合いや銃撃戦とは異なる、身体的な戦闘に対する新たな考え方を提示してくれたのです。

それから約10年後、家の近くに空手道場が開校したとき、私はすぐに通い始めようと決めました。道場は元々は4つのスカッシュコートだった場所で、木製の

*6月号2の日本語訳です

の床と高い天井が残っていましたが、仕切り壁が取り払われていたため、非常に広々としていました（約25メートル）。道場の正面には鏡が長く並んでおり、全くの初心者だった私にとっては、自分の動きが誰の目にもさらされるため、非常に気後れするものでした。一挙手一投足、あらゆるミス、つまずき…隠れる場所などどこにもありませんでした。自分がどれほど不器用なのかを皆に見られている以上、まるで悪魔と戦っているかのように振る舞うことなどできませんでした。クラスで練習している上級者たちは、すべてを簡単にこなしているように見えたため、私が完全な初心者であることは痛々しいほど明らかでした。

しかし、数ヶ月の練習を経て、徐々に新しい生徒たちがクラスに加わるにつれ少しずつだが進歩が見え始め、鏡に映る姿は今や自分自身の力で変えていけるという自信を私に与えてくれました。私の旅は、こうして始まったのです。

(孫悟空)

夏の総会・集会・文科省交渉

7月19日(日)

第16回「日の丸・君が代」

問題等全国学習・交流集会

エル6F大会議室10:00~16:30

講師：高橋哲哉さん

「新自由主義から『暗黒啓蒙』へ

民主主義の危機に向き合う」

全国各地や諸課題からの報告終了後、デモあり

7月25日(土)

原水爆禁止世界大会・福島

7月26日(日)

シーネット・全港湾大阪支部呼びかけ

《特定利用空港・港湾》について考える集会 エル南館1023号室

講師：布施祐仁さん ジャーナリスト

「日本列島総軍事要塞化の一環と

しての特定利用特定空港・港湾」

14:00~ 講演

8月4日(火)~8月6日(木)

原水爆禁止世界大会・広島

8月7日(金)~8月9日(日)

原水爆禁止世界大会・長崎

8月24日(月) (予定)

午後 文科省交渉 (東京)

*補助は出ませんが、参加希望の方はお申し出ください。

8月29日(土)

しないさせない戦争協力関西ネットワーク(シーネット)総会&記念講演

エル5F視聴覚室 13:30 開場

14:00~14:20 総会

14:30~16:30 記念講演

講師：杉原浩司さん

(武器取引反対ネットワーク代表)

「死の商人国家になる日本

~武器取引の現状を暴く~」

9月4日(金)

おおさかエコネットワーク総会

18:30 ~ エル606号室

(執行部)



AIに原発の是非を問うとどう答えるか？▼

AIは学習に何千ものGPUを数ヶ月稼働し、データおよびシステムの維持管理にも大量の電力を消費▼自然エネルギーによる発

電が脆弱な日本でAIの普及には原発が必要と政府の弁▼AIが自己防衛的に原発是と答えるのか、質問者を付度し否と答えるのか▼「エネルギー保存の法則」からAIが消費した大量の電気エネルギーは熱エネルギーに変換されたに過ぎない。